

## 第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年9月18日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口<sup>たぐち</sup>慶則<sup>よしのり</sup>・7 椋下<sup>むくした</sup>保<sup>たもつ</sup>・14 宮本<sup>みやもと</sup>政春<sup>まさはる</sup>・15 守山<sup>もりやま</sup>孝之<sup>たかゆき</sup>  
16 中谷<sup>なかたに</sup>秀也<sup>ひでや</sup>・18 結城<sup>ゆうき</sup>晋三<sup>しんぞう</sup>・20 諸戸<sup>もろと</sup>善昭<sup>よしあき</sup>・22 中野<sup>なかの</sup>たつ子<sup>こ</sup>  
23 片岡<sup>かたおか</sup>真郁<sup>まさいく</sup>

以上9名

欠席部会委員 17 西森<sup>にしもり</sup>偉統<sup>よしのり</sup>

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 加賀主幹・若松主査

総合支所 久居：藤卷担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹  
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 22 中野<sup>なかの</sup>たつ子<sup>こ</sup>・23 片岡<sup>かたおか</sup>真郁<sup>まさいく</sup>

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(所有権移転)  
報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第4号 非農地証明願について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第9回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日の欠席は17番西森偉統委員です。議事録署名者を指名させていただきます。22番中野たつ子委員、23番片岡眞郁委員、よろしくお願いします。  
本会に付議されました議案につきましては事前に通知いたしましたとおりです。よろしくお願いします。  
まず始めに、議案書の差し替えがありましたので、訂正した箇所の説明を事務局お願いします。
- 事 務 局 すみません。座って失礼いたします。議案書の差し替えについて、ご説明させていただきます。  
まずは、議案書の差し替えをお願いします。  
今回、旧議案書の7ページ、議案第1号の番号2の案件につきまして、事業計画に変更が生じたとの理由により、9月11日に取り下げ願が提出されたことから、議案第1号から当案件を削除しました。  
また、同案件については、農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出されましたので、新議案書の8ページ、議案第2号の番号8に追加をさせていただきました。  
以上、今回は議案の取消し及び追加、ならびにそれらに伴う合計欄の訂正などがございましたことから、議案書自体を差し替えとさせていただいたものでございます。  
以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局から説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。  
次に、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。議案書の1ページから2ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から9で、件数は9件、合計面積はいずれも田で33,385㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
  
3ページから4ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は21,405㎡で、その内訳は田が16,807㎡、畑が2,747㎡、その他が1,851㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地に

なっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、2、3、4 一般個人住宅用地

番号5 事務所用地

でございます。

以上、件数は5件で、合計面積はいずれも畑で1, 226. 91㎡でございます。

6ページをお願いします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、\_\_\_\_、申請地は畑で294㎡、取得年月日は昭和50年5月15日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 はい、議長。7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_、面積 6, 581㎡、渡人 \_\_\_\_、面積 1, 116㎡、申請地 稲葉町野田\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 261㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積は、畑で261㎡でございます。この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。9月7日に諸戸部会長、田口委員さんと地元推進委員3名と事務局と私とで、確認をさせていただきました。場所でございますが\_\_\_\_\_南約150mのところでございます。事務局の説明のとおりで、問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 はい、議長。8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 有限会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 戸木町南川原\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 882㎡ 外2筆、合計面積 1,558㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を砂利置場とするものですが、現在譲受人が使用している砂利置場だけでは手狭になったため、平成29年10月頃からこの目的で使用しており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分については、当地域は農用地区域内農地に該当しますが、平成30年1月31日に農業振興地域整備計画変更願出書を提出し、平成30年6月1日付で除外の通知を受けておりますので、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町上鴻野\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 337㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫用地とするものですが、住まいが手狭になったため、昭和62年4月頃に倉庫を建築し、それ以降この目的で使用しており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町長田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 142㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接す

る美里町地内に位置する3筆862㎡の土地と一体的に利用して太陽光発電施設用地とするものです。

なお、一体的に利用する3筆の土地については、本日第1農地部会で審議され、許可されております。

パネルの設置面積は一体的利用地を合わせた全体で469.44㎡、パネルの設置率は同様に46.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬下之世古\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 213㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和25年頃から住居として使用しており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町岡谷ノ内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,641㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、パネルの設置率は、架台に20度の傾斜をつけることによる影の影響で間隔を広くとる必要があることから、転用面積の36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 倭、受人 合同会社\_\_\_\_\_ 代表社員 株式会社\_\_\_\_\_ 職務執行者 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町中ノ村大谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する山林との一体的利用により、太陽光発電に関する開閉所用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八ツ山、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野的場\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 730㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、312㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知柳瀬\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 277㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自家用駐車場用地とするものですが、5年くらい前からこの目的で利用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は4,914㎡、このうち田が2,664㎡、

畑が2250㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。7日の日に会長、部会長はじめ、事務局、地元推進委員2名で見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_から南東の方向1キロぐらいのところにあります。高速のすぐ西です。事務局の説明がありましておりでございまして、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。2番、3番お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。2番でございますが、これも9月7日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員3名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_南約400mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。それから、3番でございますが、これも9月7日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員3名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては\_\_\_\_\_の東約200mのところでございます。\_\_\_\_\_の境でございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。7日の日に守山会長と事務局の職員2名、地元推進委員立会いのもとで確認をしてきました。私も前から知っていた場所で、すでに家が建っていましたので、農地だとは思いませんでした。始末書も出ているようで、事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。5番、6番、7番をお願いします。

中谷委員 16番、中谷です。まず5番ですが7日の日に会長、部会長、それと西森・中谷両委員と白山総合支所の担当者として、地元推進委員は所用のため欠席をしておりましたが、確認をしてまいりました。場所は国道165号線沿いで\_\_\_\_\_の東4、500mのところ。向かいには\_\_\_\_\_というのがあります。周りも太陽光発電がところどころ始まっておりまして、道沿いなんです。道路から6m控えて設置するということで、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

6番ですけれども、これも7日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当者、行政書士とで確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東側600mぐらいのところ。山の一部ということで、16㎡、ほんまに狭い面積ですが、土地の形を整えるためにその部分だけ除かれたような形で残っておりまして、今回\_\_\_\_\_で大きな太陽光発電がしておりますけれども、その開閉所用地ができる予定で、その一部として取り組まれるよう

たので、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7番ですが、西森・中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の担当者で確認をいたしました。場所は\_\_\_\_\_というところの東側100mぐらいのところですが、家の建っているところですが、周りはみな太陽光発電になっておりまして、これはもう仕方ないのかなという場所でした。何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。8番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。8番について説明をいたします。7日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。これについては色々問題があったのですが、解決して申請をしていただいたということでございますので、全ての書類は提出されておりますし、何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 どうです、よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 木造町稲垣\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 433㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に40年間の使用貸借権を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口宮ノ後\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 533㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は966㎡、このうち田が533㎡、畑が43

3㎡でございます。この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。7日に椋下さん、諸戸さんと私と地元推進委員3名、事務局と見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の西100mぐらいのところで、住宅に挟まれるような形になっておりました。草も生えないし、いいかなと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。7日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山の担当者で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の南側200mぐらいの田んぼの真ん中ですが、周りにぼつぼつと住宅が建ってきているところであり、貸人の息子さんでして、そろそろ家を建てようかという話でして、10aの田んぼの半分をとということです。残り半分は北側半分ですが、田んぼとして使われるようで、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。どうですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします

事務局 10ページをお願いします。

議案第4号 非農地証明願について でございます。

番号1 地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 森町上大谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 203㎡。

これにつきましては、提出されております昭和63年5月18日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに木々が生い茂り山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないもの



と考えます。

以上、件数は1件、面積は田で1, 203㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。9月7日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員3名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては\_\_\_\_\_の西500mぐらいのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認め、よって議案第4号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で53, 208㎡、畑の賃貸借で3, 964㎡、契約件数は18件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1, 903㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で6, 248㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて61, 359㎡、畑の集積が、賃貸借で3, 964㎡、合計契約件数は24件、合計面積は65, 323㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区2件で合計4件、合

計面積は5, 867㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で16.7%、面積で9.0%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後3時00分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年9月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_